

## 第2回さいたま市自転車等駐車対策協議会 議事要旨

### 概要

- 1 会議名： 第2回さいたま市自転車等駐車対策協議会
- 2 日時： 令和4年3月29日(火) 14:00～16:00
- 3 場所： 浦和コミュニティーセンター 第14集会室
- 4 出席者： 委員名簿（別紙）のとおり

### 議事要旨

#### <総括>

- ・ 放置自転車について、各駅の増加要因を分析したうえで、ソフト施策を中心に対策を検討する。
- ・ 監視業務の短縮について、今後は実態調査を行いながら、短縮による影響や課題を整理する。
- ・ 撤去手数料について、他市の金額と返還率の関係等も参考にしながら、保管期間による金額変更なども含めて見直しを検討する。
- ・ 実態調査結果を基に、自転車等駐車場の附置義務条例についても見直しの必要性等を検討する。検討にあたっては、地域のまちづくり計画と連携し、駐輪場の整備を図ることも検討する。
- ・ 次回は令和4年7月頃の開催を予定する。

#### <主な意見等> ⇒回答や追加意見等を示す

##### (1) 令和3年度と令和4年度の放置自転車対策の取組について

###### ○放置自転車について

- ・ 北浦和駅近くでは、線路沿いに駐輪場が設置されているが、場所が狭くわかりづらいため利用されにくい。また、駅前の銀行付近に放置自転車が多く、その影響で歩道が狭められている。駅前のわかりやすい箇所に駐輪場を設置し、案内誘導の強化をしていただきたい。(藤枝委員)  
⇒北浦和駅は放置自転車が多い状況である一方で、駐輪場を整備するための用地が無い状況である。対策として、「民営駐輪場設置に対する補助制度」を案内し、民間側での整備を促している。また、一定規模以上の建物に駐輪場の整備を義務付ける「附置義務制度」も導入している。今後、市内における各駅の需要・供給のバランスを整理し、駐輪場整備の方向性を検討していく。(事務局)
- ⇒駐輪場の利用率は経年で低下しており、放置自転車が増加していることから、案内誘導ができていない可能性がある。ソフト施策を検討すべき。(大沢会長)
- ・ 令和3年度の放置自転車数が令和元年度および令和2年度よりも増加している。令和2年度と令和3年度は、緊急事態宣言解除の影響で高い数字が出たとの説明だが、分析はいかがか。(小池委員)  
⇒今後詳細に分析するが、外出自粛解除のリバウンドで人流が増加した影響であると考えている。今回は速報値として掲示・考察したが、詳細に分析した結果を改めてご掲示したい。(事務局)
- ・ ロック式の駐輪場では、ロック側で鍵がかかることで安心してしまい、自身の自転車の鍵をせず、盗難が発生するケースがある。行政が2重ロックを積極的に指導しているが、盗難が相次いでいる状況である。放置自転車対策を重点的に行うことで、盗難被害も防げる可能性があると考え。(松本委員)  
⇒軽犯罪抑止の視点も必要だと考える。大宮にある駐輪場では2ロックキャンペーンを実施して、防犯対策の強化を図ったこともある。(事務局)
- ・ 放置自転車が増加している要因は、テレワーク等の影響により、毎日利用しなくなった人が放置をしていることも考えられるため、駅近くの利用しやすい位置へ駐輪場を配置できると良い。(富澤委員)

- ・シェアサイクルの増加要因がバスなどから転換したケースが多いと、自転車利用者がシェアサイクルへ転換して放置自転車が減少するとした考え方と結びつかないため、相関関係を分析したほうがよい。(大沢会長)

#### ○放置自転車監視業務について

- ・放置自転車が多くの主要な駅は監視員を増員し、それ以外の駅では減員する方針について、減員した駅で放置自転車が增加している駅がある。放置自転車と監視員の数の相関関係をどのように捉えて判断しているのか。(小池委員)
  - ⇒当初の想定に反し、放置自転車が增加した駅が発生しているため、駅ごとにデータを詳細に分析し、撤去台数や監視員数等も併せて分析していきたい。(事務局)
  - ⇒放置自転車の調査は、1年のうち11月のある1日(全国共通・晴天日)を対象としている。調査日に起因する影響の可能性も確認する。(事務局)
- ・放置自転車の監視休業日を水曜日に設定する理由は何か。(古倉委員)
  - ⇒保管所へ水曜日に取りに来る方が統計的に少ないため休業日に設定しており、それに併せて撤去するトラック業者も水曜日を休業日としている。実態を踏まえ、監視休業日についても試験的に水曜日で設定した。今年度の状況は、今後検証していきたい。なお、緊急時は市の職員が直接赴き対応している。(事務局)
  - ⇒1年間の検証で得られた結果を、客観的に整理できると良い。(大沢会長)
- ・さいたま市自転車等放置防止条例より、公示の日から30日間経過すると売却可能、6カ月が過ぎると市の所有物(第12条2項および4項より)となるが、保管所の開所日・営業時間を短縮することで、実質的に30日間より保管期間が少なくなることに問題はないか。(小池委員)
  - ⇒今年度から短縮を開始しているが、苦情はなく1年近く経過している状況である。市としてはさらなる短縮が出来ると良いと考えているが、段階的に様子を見て検討していきたい。(事務局)
  - ⇒条文における保管日数との相違について、法規担当課へ確認したほうが良い。(大沢会長)
  - ⇒確認する。(事務局)

#### ○撤去手数料について

- ・さいたま市の撤去手数料はかなり安価である。所沢市では3,000円で設定している。(内田委員)
  - ⇒事務局としても安価であると考えているが、高額にしすぎると自転車を取りに来ない可能性もあるため、バランスを見つつ、次回で具体的な金額をご提示してご意見を頂戴したい。(事務局)
- ・他市の撤去手数料のみを参考にするのではなく、料金とあわせて放置自転車台数や返還台数の状況等も調査して整理すべきである。(松本委員)
  - ⇒返還率等も踏まえて次回示したい。(事務局)
- ・保管期間や料金システムについて教えてもらいたい。(富澤委員)
  - ⇒保管期間は1か月以上で、平均的に2〜3カ月は保管している。期間が経っても費用は一律としている。(事務局)
- ・保管期間によって金額を変動させても良いと考える。また、保管場所は利用率が低い空き駐輪場を活用するのはどうか。駅から離れている場所は取りに行きづらいため、空き駐輪場は駅から歩ける位置にはあるため、返還率も高くなると考える。(古倉副会長)
  - ⇒保管期間が長期であるほど市の負担コストがかかるため検討の余地はある。また、保管場所を利便性の高い箇所へ置くことは現状難しい。空いている駐輪場を活用できるかは検討する。(事務局)

#### ○駐輪場の整備について

- ・自転車等駐輪場に関する附置義務制度は、従来商業施設や銀行等を利用する客を対象としていたが、東京都

では従業員用の自転車等駐車場の確保を推進している。コロナ禍での状況変化をきっかけに、さいたま市でもぜひ検討していただきたい。(内田委員)

⇒さいたま市では標準駐車場条例を参考とした条例を制定している。制定から年月も経過しているため、市内の実態に即しているか、附置義務駐車場の利用実態調査結果を基に整理し、見直しの必要性も含めて今年度から検討している。整理した結果は次回協議会で示してご意見を頂戴したい。(事務局)

⇒附置義務条例施行前に建てられた建物が多いと、駐輪場を整備していない建物が多い可能性がある。また、大宮南銀座地区の様に、附置義務対象外となるような小規模な建物が多い場合には、地域全体で確保することも考えられる。個別で確保する場合と地域で面的に確保する場合など、パターン分けして検討できるとよい。(大沢会長)

・さいたま市は公共交通等の利便性が高く、併せて自転車の利用率も高いが、大宮 GCS 構想など、まちづくり構想に自転車施策が表向きに出ていない印象であるため、積極的に方針を示すべき。また、近年シェアサイクルの利用も増加しており、この点も考慮して取り組んでもらいたい。(松本委員)

⇒まちづくりの中で駐輪場は後回しにされやすいが、当課から担当課へ整備すべき場所等を加えるように意見を伝えている。現状大宮や浦和のまちづくり計画では概略的な方針だが、計画が具体化した際に併せて方針を具体化させていきたい。(事務局)

・附置義務条例の見直しはニーズに合ったものを検討してもらいたい。設置場所は条例で定められないため、地域のまちづくり計画に反映してもらえるように働きかけをしたほうがよい。(大沢会長)

## (2) その他

- ・本日の議事録は事務局で作成し、委員の皆様と共有し、確認が取れ次第後日公開する。(事務局)
- ・次回の開催は、令和4年7月頃を予定する。日程が決まり次第連絡する。(事務局)

## (3) 古倉委員からの後日意見

### ○シェアサイクルの放置対策の効果について

- ・放置する人は、自宅から自転車で駅へ向かう人が多いと考える。シェアサイクルの利用者が自宅近くのポートから駅までの利用など対象者がどの程度重なるか、すなわち、シェアサイクルの利用増加がどの程度放置台数の減少に貢献できるか、今後数量的に検証に値すると考える。仮に、効果があるとすれば、放置する人をシェアサイクルへ手段転換を促す方策(住宅地付近にポート設置など)を併せて検討し、放置対策としてシェアサイクルの利用を具体的に組み込んだ駐輪需要の算定と対策(放置者の多い団地があれば、その団地に優先的にポートを設置等)の設定が可能であると考え。放置者へのアンケート調査等を実施し、的確にシェアサイクルを投入できるとよい。

### ○撤去手数料について

- ・原因者負担に基いて、撤去手数料を値上げすることに賛同する。保管期間が短いほど安価に設定し、早期返還を促進することで、その後の管理や返還率の向上、および、売却・処分等の費用負担も削減が期待でき、支出の削減が図れると考える。

### ○保管場所の管理費用の削減

- ・既存で比較的に空きが多い駐輪場を活用すれば、人件費や土地代等の管理費用が浮く可能性がある。また、鉄道を利用でき、かつ、最寄り駅から徒歩圏内に存在すれば、返還率の上昇に伴い、更に管理費用が浮く可能性があると考え。

### ○監視業務の休業日

- ・放置台数が平日より休日の方が多い場合、平日の監視業務を休業することを理解できるが、一般的に平日の方が休日より放置台数が多いと考える。この件を検証したうえで、監視業務の休業日を判断すべきと考える。

○放置者・駐輪場の需要・意識調査

- ・ 自転車利用者の意識等のデータに基づき、よりの確な対策が必要であるとする。今後の「撤去対策」・「供給対策」検討のために、利用者の意識等を判断できるアンケート調査をお勧めする。

以上

第2回自転車等駐車対策協議会 委員名簿（敬称略）

氏 名	団 体 名 等	備考
大沢 昌玄	日本大学理工学部 土木工学科 教授	会長
古倉 宗治	公益財団法人 自転車駐車場整備センター 自転車総合研究所長	副会長 (オンライン出席)
内田 勉	一般社団法人 自転車駐車場工業会 理事長	
大島 武巳	一般財団法人 日本自転車普及協会 事務局長	
小川 志朗	東武鉄道株式会社 東武大宮駅長	欠席
栗原 彰	埼玉高速鉄道株式会社 営業推進部長	
小池 知子	あたらし橋法律事務所 弁護士	
渡邊 昭彦	埼玉県警察さいたま市警察部 主席調査官	代理出席 直井 将成
大郷 恒吉	さいたま市商店会連合会 会長	欠席
富澤 洋	さいたま市自治会連合会 副会長 (中央区)	
藤枝 陽子	さいたま市自治会連合会 副会長 (浦和区)	
松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長 (大宮区)	
八島 健	さいたま市商工会議所 総務・会員サービス部長	欠席
渡邊 哲	埼玉新都市交通株式会社 代表取締役常務	欠席